(農林水産省)

		(辰 州 小佐有)
制	度名	グリーン投資減税(木質・草本バイオマスガス利用装置)
税	目	所得税・法人税
要	CO2 排 得し、 税額控	見申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源 出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取 事業の用に供した場合、取得額の 40%の特別償却又は取得価格の7%の 関除(中小企業者等に限る。)が適用される特別措置を3年間講ずるこ
望	٤.	
の		設備】 ・草本バイオマスガス利用装置
内		
容		平年度の減収見込額 ▲40,340 百万円 (制度自体の減収額) (一百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理	こ安 す社 2 14るガのと産進け 「合化と 生新と定まる会 施 バュ。ス特し省会たま今にやがこ産	策目的 技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進するにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーのの場合を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出する。たれて有関の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進ことにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型の形成を推進する。 「策の必要性イオマスについては、これまで「バイオマス・ニッポン総合性略(平で成別であると、に基づき、その利活用を推進して行され、温類の単減を目的としたエネルギー供給源の多様化、バイオマスの種基類では、近に表すで、大きたと、温室類である。 「大きなのののでは、これまで「バイオマス・ニッポン総合性の方では、これまで「バイオマス・ニッポン総合性の方とと、温度であるとと、温度であると、に基づき、その利活用を推進して行され、温質類である。 「東京の必要性に応じた最大限の利用等とあわせ、農山漁村の活性化をその基本には、近に表するでは、環境省)の政務省なるバイオマスの種類では、大きなのでは、大きないは、大きないでは、大きないでは、大きないが、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないでは、大きないいでは、大きないいないでは、大きないいでは、大きないいいいでは、大きないいないでは、大きないいいは、いいないがは、いいでは、いいないいはないでは、いいないいはないではないいはないいないないではないいいないいいいない
曲		
1		

		政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振 興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産 業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進、林産物の供給及び利 用の確保
今	合 理 性	政 策 の 達成目標	バイオマスの利用拡大
回 の]	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで(3 年間)
要望		同上の期間 中の達成 目 標	炭素換算でのバイオマスの利用量 ※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を策定中であり、具体的な目標項目、数値等について検討課題となっていることから、基本計画の策定を踏まえ目標を定めることとしたい。
1=		政策目標の 達 成 状 況	_
関連	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	平成23年度:適用予定事業者数 1 1 業者 適用予定件数 1 1 件 減税見込額 1 2 7 百万円
する。		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	バイオ燃料等の再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が 少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低 炭素成長社会を牽引する核となるものである。 本税制において木質・草本バイオマスガス製造に係る事業参 入が促進され、バイオ燃料の生産拡大に寄与する。
項		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・森林・林業・木材産業づくり交付金 : 7,085 百万円 【内容】未利用の木質資源をバイオマスエネルギー又は製品 の原料として活用するために必要な施設の整備を支援 ・地域バイオマス利活用交付金:4,046 百万円 【内容】バイオマスタウン構想の策定、バイオマス変換・利 用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向 けた地域の創意工夫をこらした主体的な取組を支援
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	予算措置では、バイオマス変換技術等の早期普及・拡大など モデル的な取組を中心に支援しており、税制措置ではそれに限 らず幅広く支援することが可能である。

		<u></u>
	要望の措置 の 妥 当 性	近年、低コストで高効率な木質や草本のバイオマス変換設備が開発されており、当該設備を農山漁村地域等に設置することで、その地域に豊富に存在するバイオマス活用したエネルギーや燃料の地産地消が可能となる。このため、その政策効果が広範囲に及ぶものであり、木質や草本バイオマスの利用拡大を全国的に推進するための政策手段として適正な措置である。
これまでの租	租税特別 措 置 の 適用実績	
祝特別措置の適用	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
用実績と効果	前回要望時 の達成目標	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理	
これまでの 要 望 経 緯		_